The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ギリシア・ローマにおける集団弁論と弁護
Author(s)	林, 智良
Citation	阪大法学. 2015, 64(5), p. 461-483
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71551
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ギリシア・ローマにおける集団弁論と弁護

林　智良

ミニ・シンポジウムの趣旨と概要

二〇一四年四月九日に、「大阪大学大学院法学研究科法学教育科研ミニ・シンポジウム」が大阪大学豊中キャンパス内の大阪大学会館会議室において行われた。本シンポジウムは、科学研究費基盤研究（B）（23330032代表林智良）「学部課程法学教育の社会的機能と指導理念に関する法史学的・法理論的総合研究」の一環として行われたものであり、講師としてロンドン大学ロイヤル・ホロウェイ校（Royal Holloway, University of London）古典学部教授のリナ・ルビンスタイン氏 Professor Lene Rubinstein、同じくロンドン大学ロイヤル・ホロウェイ校古典学部教授のジョナサン・パウエル氏 Professor Jonathan Powell 氏を招き、講演を依頼した。ルビンスタイン氏は古代ギリシアの法廷弁論研究で、パウエル氏は古代ローマの法廷弁論研究で世界的に著名な研究者である。そして、両氏の研究・教育に対する取り組みにおいてユニークな点は、以下の通りである。すなわち、純然たる西洋古典学・法制史的研究教育で成果を挙げるに留まらず、弁論術に今日的有用性をもたせるべく、弁論の理論研究に加えてその実践的機能解明に力点をおいた研究教育機関としてＣＯＲ（Centre for Oratory and Rhetoric）を同校に設置して、弁護士や歯科医などを同センターの大学院生として受け入れたうえで彼らに実践的弁論教育を施している

ことである。本シンポジウムでは個別の講演を戴いた後に、ＣＯＲでの教育実践と人材育成についてもご紹介を戴いた。その後、古代ローマにおける弁論を法史学の立場から永らく研究してこられた日本大学法学部教授の吉原達也氏からコメントをいただき、それぞれのトピックについて討論を行った。以下は、両氏の講演 Lene Rubinstein and Jonathan Powell, 'Team Speaking and Advocacy in Greece and Rome' の邦訳である。翻訳は、大阪大学大学院文学研究科准教授で本科研研究分担者の栗原麻子、大阪国際大学非常勤講師の鷲田睦朗が行った。本稿は前記科学研究費による成果の一部であるのでその旨を記して謝意を明らかにしたい。なお、ＣＯＲの概要については左記ＵＲＬを参照されたい。（二〇一四年一一月一九日参照確認）。

https://www.royalholloway.ac.uk/cor/home.aspx

古代ギリシア世界における集団弁論と弁護

リナ・ルビンスタイン

古典期アテナイでおこなわれた裁判のうち、もっともよく知られているものは、おそらくソクラテスにたいする涜神罪の告訴であろう。この訴訟はまだ若いアテナイ人メレトスによって、公訴、すなわちグラペとして提起されたものである。[1] メレトスが何者だったのかははっきりしないが、彼は訴訟の法的責任者であり、告訴状には彼の名が記載されていた。これはつまり、後日、裁判所での予備審査を待たずに法的手続の遂行を断念するとか、陪審員を説得して、その少なくとも五分の一に告訴側への賛成票を投じてもらうことができなかった場合に、その責任を問われて刑罰の対象となるのが、この人物だったということを意味していた。その意味でソクラテス裁判は、すくなくとも正式には、メレトスの訴訟と呼ぶことができるかもしれない。訴訟を遂行し成功させる責任が、彼のもとにあったからである。

それにもかかわらず、よく知られているように、メレトスは自分一人でソクラテスにたいする裁判をおこなったわけではない。ほかに少なくとも二人の弁論人――著名な政治家であったアニュトスと、それに比べれば無名のアテナイ人であったリュコン――の応援を受けていたためである。プラトンの『ソクラテスの弁明』が法的行為の証拠として信頼に足るとすれば、アニュトスもリュコンもまた、メレトスの告訴を支援して、まとまった弁論をおこ

なったようにみうけられる。さらにクセノフォンが、裁判の結果を考察するにあたってアニュトスの努力に相当の重きをおいていることは、訴訟にとってアニュトスの貢献が重要であったことをさらに示している。

アニュトスとリュコンの二人がこの訴訟におけるメレトスの勝利に貢献したことから、彼等をメレトスの「代弁人 advocates」、すなわち、まだうら若いメレトスのかわりに、彼の裁判の一部を弁論によって支える個人的な支援者と性格づけたくなるかもしれない。しかしプラトンは、彼らの貢献をそのようには表現しなかった。むしろ『ソクラテスの弁明』において、アニュトスは、デミウルゴイ（職人）やポリティコイ（政治家）の代弁者として行動することを彼自身の役割とし、リュコンはレトレス（弁論家）を代弁していたと主張されている。レトレスが、アニュトスによってその声を代表されているポリティコイとどのように違うのかは明らかでない。重要なことは、二人の男が共同体全体のなかで、それぞれ別個のより大きな利益集団を代表して、ソクラテスの活動や教育にたいする関心や反対を表明していると受け止められているということである。彼ら自身も明らかに、自分たちの役割を、メレトスの個人的な支援者とは規定していなかった。プラトンの『ソクラテスの弁明』によれば、主たる告訴人であるメレトス本人ですら、自らの行動の役割を詩人たちの代表として規定していたのである。

個々の告訴事例とその法廷での表象を再構築することは困難なことであり、少なくとも、私どもが処理できる資料の性格は大幅に偏っている。それゆえ、あまり多くの疑問を投げかけることなく、問いを一つに絞りたい。なぜ、アニュトスやリュコンがみずから姿を見せて、デミウルゴイやポリティコイやレトレスの憂慮を声に出して伝えることが、メレトスの裁判に役立つと思われていたのだろうか。

この質問に答えるのは、想定されるほど単純ではない。アテナイでは公的な訴追においても私的な訴追においても、訴訟当事者が、法律上・弁論上の助言や、後日法廷であたかも自分自身の言葉であるかのように弁論するため

の完成原稿を買うことが、すでに慣習となっていた。それゆえアニュトスやリュコンは、メレトスの告訴に先立って、立論上の戦略や特に取りあげるべき論点について助言を与えることで貢献することも、まったくもって可能だったのである。メレトスは、年長で経験豊かな同胞市民から支援を受けたことを伏せたまま、彼らの与えてくれた材料を自分自身の告訴側弁論のなかに組み込むことができただろう。そのうえでなおかつ、もしも彼の裁判がアテナイのより広い社会層の支持を受けていることを法廷に顕示する必要があったとすれば、アニュトスやリュコン、そして彼らだけではなく、さらにはもっとほかの著名人を証人に呼ぶという選択肢もあったはずである。

アニュトスやリュコンが援助告発人として積極的な貢献をおこなった理由は、古代の弁論術の理論家たちが、エートスすなわち性格にもとづく説得と定義したものと、おそらく関係していた。性格が、説得のための不可欠な道具として提示されていたことは、アテナイの法廷戦略を理解し分析するうえで重要である。ある特定の話者のものとして提示される性格は、仮に真正のものであれ作られたものであれ、彼の立論の信憑性や根拠にとって、事実、重要であった。ここに、考察から外すことができない本質がある。ある若者がほかの男を、喧嘩を吹っかけた廉で訴えようとしたとしよう。もしこの若者が、年長者を敬い、対立を避けようとする物静かな性格を提示することができたとすれば、彼が聴衆を説得することはたやすくなったであろう。ある商人がパートナーを詐欺で訴える場合、もし彼が素朴で信じやすい性格を提示することができれば、法廷を説得するチャンスはより大きくなったことであろう。法廷弁論においても議会弁論においても、そして古代においても現代においても、ある特定の話者の論証を聴衆がどの程度信じようとするかは、聴衆に教示しようとしているその問題について、話者が権威を備えていると聴衆を説得できるか否かに、かなりの程度かかっていたのである。それに劣らず重要なのが、話者の性格的な真剣さや誠実さについて、陪審員を説得できるか否かであった。

もしある話者が聴衆にとって未知の存在であったとすれば、話者は、弁論そのものをとおして、その法的立場の信用を高めそうな個人的な性格や価値を顕示し、個人的な信頼を確固たるものとしなくてはならない。その際、聴衆が彼のことをまだ知らない、というまさにその事実が、真の利点となりえる。話者（ないしは弁論代筆家）に十分な技能がある場合、弁論を通じて照らし出される話者の性格は、ほぼ完全に作りものであって、演劇の仮面のように、裁判の状況と行論の全体戦略にあわせて、念入りに選ばれたものであったのかもしれない。

反対に、共同体全体を犠牲者とみなす公訴の場合、少なくとも告発者側の事例についてみるかぎり、目立たない存在であることは、利点とは言い難かった。なぜなら、そのような法行為におけるある種の議論は、比較的若くて実績のない人物の口からではなく、ある特定の領域においてすでに権威として知られている人々によって発言されたほうが、力強さを勝ち得ることができる類のものであったからである。これは、論証が個人的な専門性や個人的な経験に裏打ちされた仮説にもとづいている場合には、とくに重要である。若きメレトスの裁判において、アニュトスとリュコンによる積極的な関与をとりわけ望ましいものとしたのは、そのような配慮であったに違いない。

リュコンという人物が何者だったのかについては不確定な面が残るものの、もし彼が本当に、高名なレスリング競技者アウトリュコスの父親であったとすれば、リュコンが裁判でどのような特記すべき役割を果たしたのかということにとって示唆的である。高名な競技者であったアウトリュコスは、三十人僭主によって処刑された犠牲者の一人としてよく知られていた。それゆえ、リュコンがソクラテスの告発者として法廷で演説をおこなったとき、ほとんどの聴衆は、彼らの前に立っている中年ないしは老年の男が、たった五年前に息子を失うという酷い個人的体験をしたことに気付いたことであろう。実際、生身のリュコンが法廷に出現したことは、この裁判において、ソクラテスの三十人政権とのつながり、それもとりわけ、その体制のもっとも急進的ないくにんかの構成員とのつなが

りを強く想起させることになっただろう。仮にリュコン自身は、ソクラテスの三十人政権への実際的な関与についていちいち語らずに済ましたとしても、ソクラテスの継続的な教師としての活動や、彼の宗教上のふるまいがもたらした結果についてリュコンが進める議論は、何であれ、若いメレトスではなくリュコンの口から発せられたがために、聴衆の心に響いたのかもしれない。

アニュトスについていえば、彼が積極的に参加したことが、裁判の結果にとってさらに決定的な意味を持っていた可能性がある。[ソクラテスの裁判がおこなわれた　訳注] 紀元前三九九年の時点で、アニュトスは、回復民主体制下においてたいへん影響力の強い人物として知られていたばかりでない。アテナイは和解協定の締結後、三十人政権および、その支配下にはじまりその後も続いた内戦下の暴虐について訴訟をおこなうことを制限していたが、アニュトスはその和解協定を、己を犠牲にして重視したことでも知られていた。ソクラテスは、寡頭政権のメンバーのなかでも、ことさらに有名な幾人かの知り合いだったため、メレトスによる告訴は、和解協定の文言そのものではなくとも、その精神の侵犯と見なされるリスクがあったに違いない。

メレトスの視点からすれば、ソクラテスの告訴の前年にあたる紀元前四〇一／四〇〇年に、エレウシスに定住した寡頭派と、民主制秩序の再建を受けいれた他のアテナイ人たちとのあいだに武力を伴う敵対関係が生じたという事実が、リスクを高めることになったであろう。内戦の勃発が、エレウシスの寡頭派指導者の虐殺を招き、紀元前四〇三／四〇二年から紀元前四〇一／四〇〇年にかけても含むあらたな和解協定に帰結することとなったことが、メレトスの告訴の危険度を高めたことであろう。

穏健派としてのアニュトスの評判を考えると、彼が援助告訴人として立つことがたいへん望ましかったことは、まったく不思議でない。アニュトスは、寡頭政権のもとで彼に危害を加えたものたちにたいする報復を、自ら抑制

した。アニュトスは和解の精神と文言に従う人物としての個人的名声ゆえに、だれよりも重んじられていたのであり、メレトスの告訴が和解協定の条件から逸脱しているのではないか、という指摘に対抗しうる存在であった。かくしてアニュトスの加担は、報復的な告訴が、さらなる暴力の引き金になることをアニュトス同様に危惧していた人々の不安を取り除くことに貢献したことだろう。まだ若く知名度も低かったメレトスでは、そこまでの確証を与えることができなかったことだろう。なぜなら彼には、それを支える個人的な権威が欠けていたからである。

かくして、三人の告訴人がどのように論証を分担したのかを正確に再現することこそできないものの、三人の男たちは、個人的立場の差異や名声の有無ゆえに、相互にチームとして補い合う潜在的可能性を持っていたようにおもわれる。被告ソクラテス自身が、援助弁論の話者によって支援を受けていたことも見過ごせない（クセノフォン『ソクラテスの弁明』第二二章）。もしクセノフォンの『ソクラテスの弁明』第八章を信じてよいとすれば、ソクラテスは、どのようにして最も効果的な弁明を構成するのかを、支持者たちと議論していた――もっともクセノフォンは、ソクラテスに、神がその妨害に成功したのだと主張させてもいるのだが。

ソクラテスの裁判が、例外的な状況下でおこなわれた常ならぬ法的手続きであり、それゆえ原告被告双方に常ならぬ戦略が求められた、とみなすことにはある程度の正当性がある。しかし、主たる告訴人と被告がともに援助弁論人を用いたことは、そのような特殊性には当たらない。まったく正反対である。現存する法廷弁論は、そのような話者のチームが決して珍しくなかったことを、証拠として示している。すくなくとも、公的訴追、とりわけ総体としての共同体に直接被害を及ぼす刑事上の犯罪を対象とするような訴追において、それは規範的なことでさえあったかもしれない。そしてこの印象を、アテナイ出土の大量の呪詛版がさらに裏付けている。呪詛版とは、鉛版のうえに刻まれた呪術的なテクストであり、呪詛する人の敵対者や訴訟相手の行為や能力を縛り、あるいは禁じる意

図をもっていた。その多くがアテナイの法的領域に関係しており、しばしば、実際の裁判に先立って作成されたように思われる。(2)

これらのテクストにおいては、呪い手にとっての主たる訴訟相手だけでなく、その援助弁論人（通常シュンディコイ）にも呪いが向けられることがまったく珍しくない。私は以前、呪詛版について論じた際に、繰り返される、ある現象に注意を喚起したことがある。すなわち、呪う側の人物は、しばしば、訴訟相手が自分にたいして誰を差し向け、何人の援助弁論人を使うのかを正確には知らなかった。いくつかのテクストでは、一人ずつ個人名を挙げた後に、「Xのシュンディコスとして行動するほかの誰であれ」との文言が付加されている。E・エイディナウ（二〇〇七年）が、関係するテクストのより総体的な調査をおこない、翻訳とともにそれを提示しているが、(3)それによれば、呪詛版はあきらかに、そのような援助弁論人について常に複数形で言及している。訴訟相手が、単独の弁護人ではなく弁論人のチームによって支援を受けるだろうという想定が、訴訟当事者となる人々のあいだに広がっていたように思われる。

他方、個々の呪詛版は、しばしば、いくつかの問題について沈黙している。ほとんどの場合、実際に呪われている人々が、裁判でチームの一員として弁論をおこなうために姿を現したのかどうかを知ることはできない。同様に、呪詛テクストは、想定される法的手続きが公訴なのか私訴なのかについてもまったく示唆しない。しかしながら、この問題は、そのようなチームのはたらきを考えるうえで非常に重要である。アテナイの場合、通常、公訴には開廷日が丸一日割り当てられたが、私訴には二、三時間しかからなかった。両サイドに、より長い時間が割り当てられている公訴の場合にこそ、弁論人のチームをもちいることが、最大限の意味を持った可能性がある。私訴においては弁論に充てられる時間がはるかに短かったため、数多くの弁論人のあいだで異なる議論が乱立することは、か

えって望ましくなかった。援助弁論人は、証人とも切り離せない。その証言は、書面化され、法廷の係によって読み上げられることになっていた。

通常のアテナイ民衆法廷でおこなわれた法廷弁論に話を移すと、（アレオパゴス評議会やほかの特殊な殺人法廷でおこなわれた弁論を除いて）九三例のうち三一例にものぼる弁論が、形式上、法的行為の主たる当事者ではない援助弁論人の弁論のために執筆されている。新たに発見されたヒュペレイデスの二本の断片『ディオンダス駁論』と『ティマンドロス駁論』を含めるならば、その数は九五例中三二例に上る。『ティマンドロス駁論』は、ある若者のために、以前の後見人にたいしておこされた私訴であり、援助弁論（シュネゴリア）であったことがほぼ確実である。

援助弁論人は、私的訴追においても公的訴追においてもみられるが、私訴の場合には実際、主たる訴訟当事者が、単独の援助弁論人によって支援されることのほうが一般的であるようにみうけられる。単独の援助弁論人が、嘆願をほとんど肩代わりしているケースもみられる。そのような場合、しばしば援助弁論人は、導入部の弁論とおそらくは締めの呼びかけ部分を主たる告訴人に任せ、自身は、事件の叙述と法的論証を引き受けたものであろう。これはおそらく、アテナイにおいて、現代の弁護士にもっとも比すべき事例であるとおもわれる。このタイプに属する現存の援助弁論のうち相当数が、公訴ではなく私訴でおこなわれたことは示唆的である。それにたいして、公訴でおこなわれた長い援助弁論のほとんどは、本来の叙述部分を欠いており、そのいくつかについては、すでに法廷で演説をおこなった味方側の弁論人（あるいは弁論人たち）が提示した法的な論証を、補ったり追加したりすることのみを目的としていたことが明らかとなっている。

ときには、個々の援助弁論にもとづいて、あるチームの異なるメンバーがどのように論証を分担したのかについ

て、より確実な印象を得ることが可能となる。たとえばヒュペレイデスが年老いたエウクセニッポスのためにおこなった、被告側弁論をとりあげてみよう。エウクセニッポスは、アテナイ民会に悪しき助言をおこなうように買収された廉で、弾劾裁判によって裁かれている。ヒュペレイデスは、彼のために援助弁論を執筆しただけでなく自ら弁論をおこない、二つの領域について、彼自身の権威を主張している。その第一点目は、実際の弾劾法についての、たいへん洗練された解釈である。ヒュペレイデスは、みずから言及するように、自ら頻繁に弾劾裁判の告訴人として行動し、その告訴においてしばしば被告の有罪判決を獲得することに成功してきた。彼が個人的な権威を発動することができるもう一つの活動領域は、祖国を裏切ろうとする親マケドニア派のアテナイ人たちについて論じる際である。ヒュペレイデスは彼自身、反マケドニア的心情で知られていた。このことが、アテナイ人にその種の裏切りものが大勢いるなかで、被告エウクセニッポスはそれにあたらないとする彼の主張の説得力を高めたかもしれない。反対に、ヒュペレイデスは訴追の宗教的側面についてはごく短く触れるにとどまっている。しかしながら、ヒュペレイデスは、エウクセニッポスの弁護のために法廷で弁論を終えた、ほかの弁論人に言及している。これは、本報告の冒頭部で概要を紹介したソクラテスの裁判と類似の分業を指し示すものである。おそらくその分業は、ある特定の領域について、その人自身の権威に由来する説得力をもって論ずることができそうなひとびとに、論証の異なる部分を割り当てる、という方法で操作されていた。

もしこれが正しいならば、ギリシアの援助弁論人（シュネゴロイ）と現代の弁護人のあいだの重要な差異が強調されることになる。なぜならギリシアの援助弁論人は性格（エートス）にもとづく説得の議論を含意している。現代の弁護士も、もちろん、特定の法的領域――たとえば税法、保険法、国際法――における専門性によって評価されることがあるだろう。彼はまた、裁判官や相手側弁護士や、実際上、それを超えて拡がる公衆によって「専門

家」として認められることで、さらに権威を増すことができるだろう。しかしそうはいっても、彼が権威を帯びるのは、まずもって法律の専門家としてなのである。反対に、ギリシアの援助弁論人の場合は、その役割を共同体やある特定の集団のための「声」としての行動に限定しながらも、彼は、まずもってその人自身として登場するのであり、彼の論証に力を付与するのは彼自身の立場や評判であった。

それゆえ、アテナイにおける援助弁論チームの相当数に、リュクルゴスやヒュペレイデス、デモステネスといった人々が数えられることは驚くにあたらない。驚くべきなのは、これら辣腕の政界の「星」が、彼ら自身の名において、衆目を集める法的手続きを立ち上げるよりも、むしろ援助弁論人の立場をとることをよしとしたことである。その事実は、ある一つの重要な示唆を与えてくれる。公的訴追においては、告訴側弁護側ともに、そのようなチームの編成は基本的に平等で、その点において、アテナイやギリシア世界全体にみうけられる役人の同僚団に非常に似通ったものであったということである。

そのようなチームの利用が、紀元前四世紀、おそらくは遅くとも紀元前五世紀の前半までに、アテナイにおける法廷慣行の重要な一側面を占めるようになっていたことは疑いを入れない。しかしそのこと自体は、特にアテナイ的な現象であったわけではない。国家間の紛争や調停において共同体を代表して弁論団が用いられていたことは、すでに紀元前五世紀の歴史叙述に確認される。紀元前四世紀およびヘレニズム期の碑文資料は、この慣習が確固としたものであり、数世紀に渡って存続したことを決定的に示している。(4) さらにチームを組んでの弁論が、他のギリシア国家内部でおこなわれていたことを示す証拠がある。レスボス島エレソス出土の碑文を見よ。(5) この碑文は、レスボスの前の僭主であったエリュシラオスにたいする衆目を集める裁判において、ポリスの「声」として訴追をおこなうべき一〇人弁論人チームの選出を記録している。そしてまた同じく複数の呪詛版が、アルカイック期および

古典期のシチリア島において援助弁論人が使用されていたことを裏づけている。[6] このことは、ローマ人たちが古くより故郷に近いギリシア人の共同体とかかわり合うことによって、あるいはギリシア国家間の紛争にたいするローマ人の関与が増加していくことによって、この慣習に遭遇したかもしれないということを意味している。

（栗原麻子訳）

キケロ時代のローマにおける複数人による代弁

ジョナサン・パウエル

ローマの法廷について規定した現存する法律は、複数人による代弁に関する条項を有していた。紀元前二世紀後半に制定された〔属州総督による〕不法徴収物返還法が規定するところでは、同法の下でローマの公職者を提訴したい属州住民は誰でも、ローマ市民である代弁人＝保護者、パトロニ *patroni* の指名をプラエトル *praetor* に願い出ることが認められていた。パトロニという単語は複数形であり、これは複数の訴追代弁人が想定されていたことを示している。ゲネティウァ・ウルソ植民市制定法[7]に規定された司法手続では、法廷における話者の時間制限が提示されている。デラトル *delator* と呼ばれる主任代弁人は四時間話すことを認められ、スブスクリプトレス *subscriptores* と呼ばれる補佐代弁人たちは各人二時間を認められた。被告人、「あるいは彼を代弁する者は誰であれ

quive pro eo dicet」、彼らには起訴側に割り当てられた総時間の倍の時間が認められた。紀元前四〇年代のこの植民地制定法においては、二人以上の訴追者がいることは当然のこととみなされており、おそらく植民市での実践は同時期のローマでのものを反映しているだろう。いずれにせよ、弁護側代弁人についての言及は、彼らが複数人いた可能性を排除するものではない。

当該の残存する立法公示から共和政後期における実務に話を転じると、〔起訴側・弁護側の〕いずれにおいても、複数人による代弁は稀ではなかったようである。その極致は、おそらく紀元前五四年のスカウルス裁判であろう。それについてアスコニウスは「その時までは四人以上を雇用することは誰にとっても珍しかったのであるが、スカウルスは六人の代弁人によって弁護された」と述べている。このことが示すのは、少なくとも、一度に四人まで雇用するのは一般的であったということである。六人の代弁人には、キケロ自身だけでなく、キケロの敵クロディウスと、競争相手ホルテンシウスが含まれていた。彼らのような弁論家三人が同じ側で出廷している光景は、かなりの効果を持っていたと想像される。

キケロの弁論の幾つかには、〔起訴側・弁護側の〕どちらかの側の複数の代弁人についての言及がある。『バルブス弁護』において、キケロは、ポンペイウスとクラッススの後、弁護側で最後に弁論している。あたかも、もはや論じるべきことが無かったかのように、彼は不承不承この役割を引き受けたと述べる（『バルブス弁護』一七節）。実際は、バルブスに市民権を付与する際のポンペイウス自身の行為を含む合法性の問題に話が及んでおり、彼の貢献は重要であった。キケロは他の機会に、少なくとも二回、クラッススと並んで出廷している。すなわち紀元前六三年のムレナの選挙買収裁判と紀元前五六年のカエリウスの選挙買収裁判である。紀元前七〇年のウェッレス裁判においての〔相手側代弁人であった〕ホルテンシウスに対する勝利の後、キケロは〔ホルテンシウスと〕同じ代弁

人団の一員として数回、すなわち、前出のムレナ、スッラ、フラックス、そしてスカウルスの弁護側に現れた。最後〔のスカウルス裁判〕についてはアスコニウス〔によるキケロへの釈注〕から知られており、その他については各々の演説での言及から分かる。キケロは慣習的に、彼より先に同じ側に立って弁論を行った人々に対して表敬の言葉を述べるが、彼の後で話すことになっている代弁人たちには通常言及しないようにみえるかもしれない。（スカウルス裁判におけるホルテンシウスが、これに該当する。アスコニウスによる一覧から、ホルテンシウスが最後に話したことが示されている。）

また、キケロは弁護演説において一人以上の訴追者に言及する場合が何度かある。『ムレナ弁護』において、彼はセルウィウス・スルピキウスと小カトーに長々と応答している。写本に保存されている頭書が示すところでは、演説する役目のある代弁人が少なくとも他に二人いた。ポストゥムスと呼ばれる以外のことは分からない者と、「若者」として区別されるもう一人のセルウィウスである。この者はセルウィウス・スルピキウスの家門の若い成員で、もしかすると息子であったかもしれない。余談ながら、この点に注意する価値があるのは、起訴の負担を分担することが同じ家族の成員にとって、全く一般的であったようであるからである。たとえば、アスコニウスが記録するところでは、紀元前六五年にコミニウス兄弟は二人で護民官コルネリウスを起訴しており、紀元前五四年のスカウルス裁判では補佐代弁人にパクウィウス二兄弟がいた。

当然のことながら、ある男性が補佐代弁人として自分の名前を起訴状に署名したり、被告を支持するため法廷に現れたりすることが、必ずしも、彼が実質的な演説をしたことを示すわけではない。舞台裏で働いたり、味方側に精神的支援を提供するためだけに法廷に来たりした「物言わぬ参加者」を、若干の例で扱うこととする。また、審理前手続や証人尋問において積極的役割を担ったが、パトロニとして正式に演説をしなかった代弁人についても扱

うことになろう。たとえば、紀元前五二年のミロ裁判では、証人尋問にミロ側の代弁人としてマルクス・マルケッルスが現れたが、アスコニウスが記録しているところでは、正式に演説をしたのはキケロだけであった。三人の起訴側代弁人の演説は合わせて僅か二時間を越えなかったと伝えられているのだけれども、この裁判で機能した異常に厳しい時間制限によって、この戦略が提案されたのかもしれない。

同時に、多くの事例で、明らかに双方ともに複数人の代弁人により重要な弁論が行われている。これらのうち最も知られているものの一つが、紀元前五六年のカエリウス裁判である。双方に三人の発言者がおり、弁護側はカエリウス自身が口火を切り、クラッススとキケロが彼に続いた。訴追側の主任代弁人は、センプロニウス・アトラティヌスと呼ばれる十代の若者であった。よく知られているように、若い野心的な代弁人たちが法廷にお披露目する際には訴追者の役割で〔参入する〕傾向があった。これが自発的起訴方式の結果であったということは、あまり頻繁に指摘されない。求められない限り弁護側には出廷できなかった一方、誰でも告発者として名乗りを挙げることができた。この立場に立つ告発者が自分の補佐代弁人スブスクリプトレスとして、より経験豊かな代弁人を要求できたことも、一度言及されてしまえば明らかであるにもかかわらず、あまり頻繁には指摘されない。所謂「大物」が訴訟手続の後半で彼を支援するという確信の下、若い弁論者が起訴側弁論の口火を切ったのだろう。カエリウス事件でキケロが起訴側の評判を落すために行った方法の一つは、訴追側代弁人の間での労働分担が若いアトラティヌスにとって不公平であったことを示唆するというものである。一七歳の者が年長の男性の個人的モラルを攻撃する役目を与えられてはならない、と。アトラティヌスが起訴側の背後にいる実権者の手中の操り人形にすぎないことが示唆される。ここでは、当初、複数人による起訴代弁にとって完全に賢明な戦略のようにみえたことが、むしろひどく逆効果となっているように見受けられる。このような恐るべき弁護団と対峙したのは、アトラティヌスに

とって不運であった。

これと対照的に、弁護側の労働分担は、相対的に効果的に機能したように見える。明らかに、カエリウスがエジプト人使節ディオの殺人に関与していたとする主要な実質的告発はクラッススに無頓着に看過された。彼は、もはや内容を完全に再構成できない副次的議論に多くの時間を使った。その後、キケロは同演説二二節で、この点に触れて「クラッススもそれを取り扱うことを私は望んでいたのだが」と述べるものの、実際は結局、実質的告発について言うべきことは多くなかった。それから、キケロは、全く別人がちょうど今殺人を免除されたと、カエリウスの関与の有無のどちらにも全く関係しないが、残りの問題から注意をそらすのに役立つ論述を行った。このような戦略は明らかに、二人の代弁人によって事前に協同で計画されていたに違いなく、多くの工夫と、この類の法廷パフォーマンスを事前に計画する上での経験をも示唆する。

おそらく、同じ側の代弁人相互の関係が常に協調的という訳ではなかった。紀元前四六年にカエサルの前で行われた『リガリウス弁護』において、キケロは、同僚代弁人が有罪でないと弁じるべき局面で有罪を認めて罪の軽減を懇願する手段に頼ったことで事件に偏見を与えてしまったと、初めに不平を述べている。当然ながら、これを不誠実だと読むことも可能であろう。もしかすると代弁人二人による二方面攻撃が当初から計画されていたのかもしれない。しかし、これは確実ではない。〔キケロのような〕古典的演説者に常ならぬ巧みさと言語能力を起因させるのは常に魅力的であるが、人間経験の本質を考慮すれば、実際は、ある代弁人が他の代弁人の誤りや無能さを埋め合わせる役割を担っていた場合が時にはあったに違いない。複数人による代弁には、利点同様に危険もあった。

かつてのギリシアのようにローマでも複数人による代弁がかなりありふれた一般的現象であったことを考慮するならば、一見して幾らか驚かされるのは、『ブルトゥス』でローマの弁論術の歴史を理論的に位置づける際に、キ

ケロがそれを望ましくない実践として退けていることである。六人の著名な代弁人アントニウス、クラッスス、ピリップス、カエサル・ストラボ、コッタとスルピキウスによってローマの法廷が支配されていた時代、それは彼自身の幼年期にほぼ相当するが、その時代を思い起こし、ほとんど全ての重大事件が、これらの代弁人の小集団の誰かしら一人によって扱われていたことが、どうして可能であったのかを説明する。

Ita ab his sex patronis causae illustres agebantur; neque tam multa quam nostra aetate iudicia fiebant, neque hoc quod nunc fit, ut causae singulae defenderentur a pluribus. Quo nihil est vitiosius. Respondemus eis quos non audivimus. In quo primum saepe aliter est dictum, aliter ad nos relatum; deinde magni interest coram videre me quem ad modum adversarius de quaque re asseveret; maxime autem quem ad modum quaeque res audiatur. Sed nil vitiosius quam, cum unum corpus debeat esse defensionis, nasci de integro causam cum sit ab altero perorata. Omnium enim causarum unum est naturale principium, una peroratio; reliquae partes quasi membra suo quaeque loco locata suam et vim et dignitatem tenent. Cum autem difficile sit in longa oratione non aliquando aliquid ita dicere ut sibi ipse non conveniat, quanto difficilius cavere ne quid dicas quod non conveniat eius oratione qui ante te dixerit! Sed quia et labor multo maior est totam causam quam partem dicere, et quia plures ineuntur gratiae si uno tempore dicas pro pluribus, idcirco hanc consuetudinem libenter adscivimus.

このように、重大事件が弁じられたのは、これらの六人の代弁人によってであった。当時は現在ほど多くの訴訟はなかったし、現在なされているように一つの事件が複数人で弁護されることもなかった。これより遺憾な

ことはない。話を聞かなかった人々に、今、我々は答弁している。第一に、我々に報告されることは、言われたこととと、しばしば異なる。第二に、非常に重要なのは、敵対者が各々の論点について、どんな主張をするかを自分自身で見ることである。とりわけ、どのように各々の点が法廷に受け取られるかを。しかし、何よりも遺憾なのは、弁護は全体が首尾一貫しているべきなのに、案件が他の誰かによって終えられた後すぐに、また全体を始めなくてはならないことである。あらゆる案件には自然な一つの序論部と一つの結論部があり、残りの部分は、適切な箇所に位置づけられさえすれば、最大限の効力と意義を持つ。さらに、長い演説で自己矛盾したことを滅多に言わないことが難しい事を考慮するならば、貴方の前に演説した人が言ったことと矛盾することを言わないようにするのが、どれほど困難さを増すであろうか。たとえそうできたとしても、案件の一部より全体を弁じる方が遥かに手間のかかる仕事であり、一人で複数の案件を同時に対処し続けられるならば、より多くの好意を得られる。この理由で、私はこの実践に同調することを厭わなかった。

〔『ブルトゥス』二〇七―二〇九節　パウエル教授の英訳に依拠。〕

しかし、確かにここでキケロは不誠実である。彼は複数による代弁の不利について詳説し、自分の労力を省いて依頼人から多くの信頼を得るために、自身のより良い判断に反して、〔複数人による代弁を〕実践していたにすぎないと主張している。しかし、彼の実際の演説を見ると、彼がチームの一員であっただけでなく、自らが扱う事件にとっての利点を最大化するためにチームでの演説という実際における戦略的優位を取っていたことが分かる。しかしながら、おそらく、『ブルトゥス』でローマの弁論術の歴史を論じる際に、彼はこの独自の業務上の秘訣を漏らす気は毛頭なかっただろう。彼の修辞学的著作の全体の傾向は、それぞれの偉大な弁論家を理想化することであ

る。実生活において代弁人が協働した時に効率性が高まることを示したために、疑いなく、彼は全能の代弁人パトロヌス *patronus* という印象を損なった。

しかしながら、複数人による代弁と集団演説という現象がローマで発達したのは、部分的には偶然であったというのが本当のところかもしれない。それが一般化する前、一人の代弁人が案件から手を引くことに決めて、別の者が取って代わった裁判の記録がある。このような交代が最初から計画されていたとは推定できず、幾つかの案件では、事前の計画では無かったことが明らかである。『ブルトゥス』八五節以下で、キケロは、紀元前二世紀の南イタリアの「シラの森」での殺人に関する悪名高い案件を想起する。容疑は、その地域で働いていた営利事業の成員にかかった。彼らの弁護はガイウス・ラエリウスによってなされたが、法廷は判決を行えず、再度の審理を要請した。ここでもラエリウスが再び弁護し、同じ結果となった（当時、審理回数の制限は無かった）。案件は翌々日に再び審理されることになったが、ラエリウスはこれ以上できないと感じた。それで、より精力的な弁論家であるとの名声のあるセルウィウス・ガルバに、被告人が案件を持ち込むべきだと勧めた。ガルバは演説の予行に翌日を費やし、自身だけでなく予行をその面前で行った彼の奴隷も疲労困憊状態で現れたと伝えられる。しかしながら、ガルバは翌日法廷に入り、見事に実演し勝訴した。これからキケロは、どんなにラエリウスによる弁護が優雅で精緻であったとしても、法廷で勝ちを収めるにはガルバのような弁論家の力強く感情的実演が必要となるという教訓を導き出した。しかしながら、おそらく、学ばれるべき課題が別にあったのだろう。すなわち大いに異なった才能を持つ二人の代弁人は、個々でよりもチームとしての方が効率的であったかもしれない、といったことである。ラエリウスが最初に道を開いていなかったならば、ガルバが斯くも容易く勝訴できたと確信できようか？

現存する公刊された演説の最初の事例である、紀元前八一年のクィンクティウス事件において、キケロ自身に同

様の事が起こったようである。自身が多くの点で不利な立場にあること、とりわけ、外交使節となるべく召還されて止む無く退任したクィンクティウスの正規代弁人ユニウスの代理をするため、明らかに土壇場で引き入れられたためにそのようになっていることを主張することから、彼は演説を始める。このように、彼には、通常の配慮をもって案件に備える時間がなかった。ある程度のささやかな皮肉については疑っても正当であるかもしれないが、彼が本当に代役で、出廷が当初から予定されていなかったことを疑う理由は無い。このような短時間でこのように徹底され完成された実演を成し得たことに対して、明らかに彼を賞賛するのは当然である。彼は、疑いなく、たとえ急な話を彼に持ちかけたとしても、依頼者を失望させない類の代弁人として自己宣伝したかったのであろう。しかし注意しなくてはならないのは、下準備がユニウスによってすでに整えられた段階で、彼が案件を引き継いだということである。既に、判決を行わない審理が数回行われており、相手方代弁人は判決を待ちあぐね始めていた。新たに案件の要点を精査できる全く新規の代弁者を引き入れるのに、これほど良い時機が有ろうか。たとえ計画的でなかったにせよ、ユニウスの離脱とキケロによる引き継ぎはクィンクティウスの訴訟にとって有利にはたらいた。

今は論じる時間がないが、『ロスキウス・アメリウス弁護』では、一見するとキケロが単独で弁護側代理人であったように見える。しかし、弁護団を支援する経験豊かな他の弁論家もいたことが演説の過程で明らかになる。リナと私は、いずれキケロの「孤独の振り」が修辞的戦術であり、実際は、他の人が訴訟の実演を達成するため、彼の後で他の人が話した蓋然性があることを論じる論文を公刊する予定である。我々はデモステネス五八番演説で類似した戦略に注意を喚起し、ギリシア、特にアテナイの先例によって、キケロが法廷での集団演説の利点を確信していたことを提示する。しかし、複数の代弁人がいたという見込みが既に確かであったならば、我々が『ロスキウス・アメリウス弁護』のものであると考える戦術は機能しえなかったであろう。この実践はキケロの生涯の間に

徐々に流行したという仮説、この流行は部分的にはアッティカの弁論家の研究を通じてのものであり、部分的には『クィンクティウス弁護』におけるキケロ自身のように、偶然起こった複数人による代弁の方が、一人の弁論家が単独で訴訟全体を管理した場合よりも明らかに効率的なことが判明した経験によるものであるとの仮説と、現存する証拠は一致する。さしあたり、この話題を締めくくらなくてはならない。ギリシア・ローマ世界における弁論術と代弁を扱うためには、他の多くの領域同様に、ここにもなすべき仕事が未だ多く残っている。

（鷲田睦朗訳）

（1）〔訳注〕グラペ（公訴）は、任意の市民に訴訟の提起から敗訴の際の責任までを委ねる民衆訴追の一形態である。古典期アテナイの民衆法廷では、公共を侵害する犯罪行為は、グラペその他の民衆訴追によって訴追されるのが一般的であった。それにたいして当事者訴追であるディケ（私訴）においては、被害者本人およびその代理人のみが訴追をおこなった。

（2）「私はカリストラトスに縛りをかけ、彼の援助弁論人シュネゴロイすべてに縛りをかける」（前四世紀アテナイ、*SPAW* (1934: 2)）。「ネレイデス、デモステネス、ソクレス、リュクルゴス、エウテュクラテス、エピクレス、カリシオス、ボエトス、ポリュオコス。そしてネレイデスとともにあるすべてのほかの告訴人たちを」（前四世紀アテナイ、Audollent *DT* 60）。

（3）関連する呪詛版のカタログについては Eidinow, *Oracles, Curses and Risk among the Ancient Greeks*, Oxford 2007を参照のこと。紀元前四世紀アテナイにおける援助弁論の証拠としての呪詛版をめぐる議論については Rubinstein, *Litigation and Cooperation*, Stuttgart 2000, 64–65を参照のこと。

（4）国家間紛争において援助弁論者あるいは代表として弁論をおこなった弁論団（シュンディコイ）の例として Ager, *Interstate Arbitrations in the Greek World 337-90 B.C.*, Univ. of California Press, 1996 no. 145（Megalopolis vs. Thouria, ca. 150 B.C.）。

（5）レスボス島エレソスの僭主の一人であったエリュシラオスの裁判　紀元前三三二年

彼等は彼を、アレクサンドロスの布告と諸法にしたがい秘密投票によって裁くべし。死刑が宣告された場合、エリュシラオスが、それに対抗する刑罰の査定をおこなったのちに、どのような手段で彼が死ぬべきかについて挙手投票をおこない、第二次の判決を下すべし。ポリスは一〇人の援助弁論人シュナゴロイスを選出すべし。この者たちはリュケイオンのアポロン神にポリスのために彼らにできる限り援助弁論をおこなうと誓った後に…。

Rhodes and Osborne, *Greek Historical Inscriptions* 83, *β* i 15–33.

（6）シチリアにおける集団弁論の証拠について e.g. Dubois, *Inscriptions grecques dialectales de Sicile* I 31 (Selinous, C6), 37 (Selinous C5), *Inscriptions grecques dialectales de Sicile* II 30 (Selinous, C5), 31 (Selinous C5), 77 (Akragas, ca. 500 B.C.).

（7）〔訳注〕ウルソ市をローマ植民市ゲネティウァ・ユリア（Genetiva Iulia）とした条項。カエサルの死後（紀元前四四年ないし紀元前四三年）、マルクス・アントニウスによる提案で、民会決議で承認。大プリニウスによる表記は、ゲネティウァ・ウルバノルムであるところのウルソ（Urso quae Genetiva Urbanorum）。Plin., *NH*, 3. 12.